

名古屋市内の私立の学校・児童福祉施設・社会福祉施設  
病院・診療所・介護老人保健施設・助産所 様

平成 23 年度

天然ガスバスなどへの  
買い替えの  
補助制度です。

# 名古屋市の最新規制適合自動車代替促進事業(バス編) 補助制度のご案内

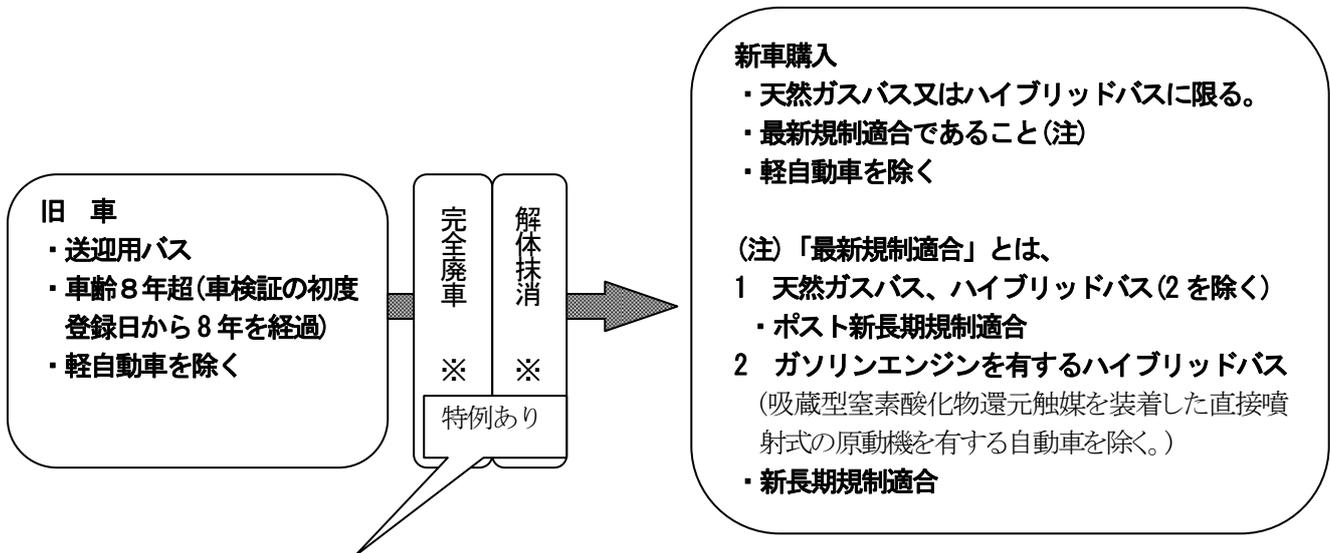
送迎用バス(車齢8年超)を最新規制適合バス(天然ガスバス・ハイブリッドバス)に買い替える場合に補助する制度のご案内です。

## 1 補助を申請できる方

- ・名古屋市内の次に掲げる施設の設置者  
学校(幼稚園、小学校等)、児童福祉施設、社会福祉施設(社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設)・病院・診療所・介護老人保健施設・助産所  
**※ただし、国立、公立、国・地方公共団体が出資する施設は除く。**
  - ・上記の施設の設置者に車両をリースする自動車リース事業者
- 〇次の場合は補助が受けられませんので、ご注意ください
- ・レンタルによる導入
  - ・申請以前に車両登録、支払いをしている場合
  - ・代金支払いがクレジット購入等で、所有権が他者に留保される場合

## 2 補助の要件 (概要)

◎送迎用バス(車齢8年超)を廃車し、**最新規制適合バス**に買い替えること。



### 【※旧車廃車不要の特例要件】

旧車が自動車NOx・PM法の車種規制の適合車であり、かつ、新車にエコドライブ支援装置又はアイドリング・ストップ機能装置(注)を装着する場合に限り、旧車の完全廃車は不要です。(ただし、旧車をそのまま所有し続けることは不可。下取りに出すことは可能です。)

(注) 詳細は案内書(名古屋市ホームページ(裏面に掲載))をご覧ください。

裏面に続きます

具体的な要件は以下のとおりです。

旧車	新車 (購入車両)
<p><b>旧車・新車共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に使用し、かつ、用途が送迎用であるバスであること。・軽自動車を除く。</li> <li>・名古屋市内に使用の本拠の位置を置くものであること。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車齢8年超(初度登録年月日から廃車日までが8年超)であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新規制適合の天然ガスバス又はハイブリッドバスで、新車購入かつ新規登録であること</li> </ul> <p>「最新規制適合」とは次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 天然ガスバス(天然ガスとガソリン等を切り替えて使用するバイフューエル車を含む。)、ハイブリッドバス(2を除く)</li> <li>2 ガソリンエンジンを有するハイブリッドバス(吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車を除く。)</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスト新長期規制(平成21年、22年規制)適合であること</li> <li>・新長期規制(平成17年規制)適合であること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>新車</b>(購入車両)の新規登録の日から前後3ヵ月以内かつ平成24年3月21日までに道路運送車両法第15条に基づく「永久抹消登録」*又は同法第16条第3項に基づく一時抹消登録後の「減失・解体等届出」*を行うこと。</li> </ul> <p>*ただし自動車NOx・PM法の車種規制を受ける場合は、使用期限最終日までに行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>新車</b>(購入車両)の新規登録は、<b>旧車</b>の車検満了日の3ヵ月後までかつ平成24年3月21日までに行うこと。</li> </ul>
<p>【旧車廃車不要の特例要件】により<b>旧車</b>を廃車しない場合は、<b>旧車</b>の使用者の変更を、<b>新車</b>(購入車両)の新規登録の日から前後3ヵ月以内かつ平成24年3月21日までに完了すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年3月21日までに購入代金の全額を支払うこと。リース会社にあつては、併せて、同日までに自動車の使用者と当該自動車の賃貸借契約を締結すること。</li> </ul> <p>【旧車廃車不要の特例要件】により<b>旧車</b>を廃車しない場合は、<b>新車</b>(購入車両)に、エコドライブ支援装置又はアイドリング・ストップ機能装置を装着すること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース会社にあつては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり反映されること</li> </ul>

**3 補助金の額**：車両本体価格(天然ガス自動車への改造費は含む。)の3%

※架装費用、オプション、特別仕様、消費税等は含みません。また、値引きがある場合、減額の対象になります。

**4 補助上限**：1事業者あたり4台まで(総額が100万円を超える場合は100万円)

**5 申請書類等の提出方法**：持参又は郵送(当日消印有効)

**6 受付期間**：平成23年8月19日(金)から平成24年1月20日(金)まで

※先着順。予算額に達した場合は、その日に受付を終了します。この場合、受け付ける申請書は当該日に提出された申請書の中で抽選を行い決定します。

※受付台数は、他制度(トラック編)とあわせて、総台数20台程度(予算の範囲内)を予定。

**7 ご注意**：この補助制度は国の補助制度と併用できません。県の補助制度との併用は可能です。

**8 その他**：上記以外にも条件がありますので、詳しくは案内書(申請様式付き)で必ずご確認ください。

◇案内書(名古屋市ホームページ)

<http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-9-18-0-0-0-0-0-0.html>

◆申請書類等の提出先・問い合わせ先◆

名古屋市環境局 大気環境対策課 交通環境対策係 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL (052) 972-2682